

目次

第1編 相続

第1章 貯金取引と相続

- 1 取引先の死亡を知ったときの対応…………… 2
- 2 共同相続人の1人からの被相続人の貯金残高・取引経過照会…………… 8
- 3 相続貯金を相続取得しなかった共同相続人の1人からの取引経過照会……………14
- 4 貯金者の死亡を知らずにした相続貯金の払戻し……………18
- 5 相続貯金の葬式費用のための便宜払い……………22
- 6 当座勘定取引先死亡後の生前振出の手形・小切手の支払……………27
- 7 当座勘定取引先法人代表者の死亡と代表者変更手続……………32
- 8 相続させる旨の遺言がある場合の相続貯金の払戻し……………36
- 9 遺言がない場合の相続貯金の払戻し……………42
- 10 相続貯金払戻後に遺言にもとづき支払請求を受けた場合の対応方法……………47
- 11 相続人の中に未成年者がいる場合の相続貯金の払戻し……………52
- 12 相続貯金の法定相続分の払戻し……………56
- 13 相続人の1人が行方不明の場合の相続貯金の便宜払い……………62
- 14 年金受給者死亡後の年金振込対応……………66
- 15 相続貯金の差押え……………69
- 16 税理士からの相続財産評価額証明書の発行依頼……………74

17	外国人貯金者の死亡と相続貯金の取扱い	80
----	--------------------	----

第2章 融資取引と相続

18	貸越のある総合口座取引の相続	83
19	貸出先の死亡と貸出金の回収(団信がある場合とない場合)	86
20	貯金・定期積金担保貸出先等の死亡	91
21	根抵当権の債務者が死亡した場合の対応方法	95
22	連帯債務者の1人が死亡した場合の対応方法	100
23	連帯保証人の1人が死亡した場合の対応方法	106
24	根保証人が死亡した場合の対応方法	111
25	貸付留保金勘定に残高がある状態での借入者の死亡	115

第3章 その他信用事業取引と相続

26	貸金庫取引先の死亡	118
27	国債・投資信託契約者の死亡	122

第4章 経済取引・出資の相続

28	組合員の死亡と購買未収金の取扱い	126
29	組合員の死亡と出資の取扱い	133

第 **2** 編 高齢者取引

第1章 高齢者との貯金取引

- 1 第三者名義貯金の受入 ……………138
- 2 言動の不自然な高齢者からの外貨貯金、投信受入 ……………141
- 3 貯金名義変更の申出（貯金の譲渡） ……………145
- 4 代筆による貯金の払戻し ……………149
- 5 キャッシュカードの暗証番号失念による暗証番号の照会依頼 ……………152
- 6 A T Mによる振込で振込金額を間違えた場合の対応方法 ……155
- 7 ホームヘルパーからの貯金の払戻依頼 ……………159
- 8 老人ホーム職員による入居者の貯金の払戻代行 ……………163
- 9 家族による払戻しの申出（病院代、施設利用費等の支払） …167
- 10 高齢者本人の払戻請求に応じないで欲しいとの家族からの申出 ……………169
- 11 高齢者に対する J A カードの推進 ……………172

第2章 高齢者との融資取引

- 12 意思能力の確認・制限行為能力者との融資取引 ……………175
- 13 配偶者による入院者を借入名義人とする入院費用ローンの申込 ……………179
- 14 手に障がいのある高齢者との融資取引 ……………182
- 15 保証意思の確認と保証履行時の保証否認 ……………187
- 16 融資実行後の認知症の発症 ……………190
- 17 賃貸住宅ローン融資の注意点 ……………193

第3章 高齢者との経済取引

18 高額な購買品の高齢者への推進上の注意点（クーリング・
オフ）197

《資料》203

相続順位／相続分と遺留分／相続人確認表／戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)例1・2／改製原戸籍謄本例／相続放棄申述受理証明書例／法定相続分にもとづく払戻通知書例／遺産分割協議書例／公正証書遺言例／自筆証書遺言例／遺言にもとづく払戻通知書例

〈コラム〉

- ¶ 相続財産の範囲／7
- ¶ 「相続させる」旨の遺言の最高裁判決／41
- ¶ 遺産分割は「田分け」か？／46
- ¶ 遺言による払戻通知を相続人に出す必要はないか？／51
- ¶ 相続人の範囲と法定相続分／61
- ¶ 相続人の戸籍抄本は本当に必要ないか？／65
- ¶ 相続と税金／79
- ¶ 相続放棄・限定承認／94
- ¶ 貸出金があるときは遺産分割協議に注意！／105
- ¶ 保証人がいればこそ！／110
- ¶ 死因贈与と遺言／148
- ¶ 成年後見制度の利用／186

2. 共同相続人の1人からの被相続人の貯金残高・取引経過照会



質問

J Aとの間で貯金取引をしていたAさんが亡くなり、相続人は長女、長男、次男の3人で、数年前までは長男がAさんの面倒を見ていましたが、3年ほど前からは長女がAさんの面倒を見ていました。

今般、次男からJ Aに対し、遺産分割協議をするので、J AにあるAさん名義の貯金残高証明書の発行依頼と取引経過開示請求がなされました。

J Aでは、他の相続人の同意なしに貯金残高と取引経過を開示してよいか迷っています。

なお、事前に長女からJ Aに対し、開示請求に応じない旨の要請がなされていた場合は、開示請求に応じないほうがよいでしょうか。



実務対応

J Aは、被相続人名義の貯金残高証明書の発行依頼を受けた場合、貯金者について相続発生および発行依頼者が相続人であるかを、被相続人の戸籍（除籍）謄本および依頼者の印鑑証明書や戸籍謄本（代襲相続等が発生していた場合）等で確認します。

発行依頼者が相続人であることが確認できた場合は、相続貯金等残高証明依頼書（兼相続貯金等評価額証明依頼書）の提出を受け、他の共同相続人全員の同意がなくても残高証明書の発行依頼に応じるものとします。

2. 共同相続人の1人からの被相続人の貯金残高・取引経過照会

また、共同相続人の1人から被相続人の貯金の取引経過開示請求を受けた場合は、相続人全員の合意を得られない理由、依頼者の状況、開示請求の理由等を慎重に確認のうえ記録し、取引履歴明細表発行依頼書（相続人用）の提出を受け付けます。

遺言がなく、遺産分割協議前のときは、たとえ他の相続人が反対しているときでも、JAは開示請求に応じなければなりません。

そのため、JAは長女から開示請求に応じない旨の要請を受けた場合、最高裁判例（最判平成21・1・22）にもとづき、相続人からの開示請求に対して応じる義務があることを説明し、理解を得ておく必要があります。

開示内容については、貯金取引経過が記載された入出金明細表とし、個々の払戻請求書等のコピーの開示を求められた場合は、原則として応じないものとします。

また、開示期間については必要な期間に限定し、原則として相続開始時から遡り10年以内とします。

●相続人の財産調査権による相続貯金残高証明書発行



相続が発生すると被相続人の財産は、相続人に包括的に承継され（民法896条）、相続人が数人いる場合は法定相続分に応じて共同相続されることとなります（同法898条・899条）。しかし、分割可能な債権は相続開始と同時に法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継することになっており（最判昭和29・4・8）、銀行預金についても最高裁において同様な判決が出されています（最判平成16・4・20等）。

相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続を承認または放棄をするかを選択しなければなりません（民法915条1項本文）。

そのため、相続人は相続財産について必要な調査をする権利を有して

おり（民法915条2項）、各金融機関に対し相続発生時の残高証明書の発行を請求することができます。

この場合、相続貯金については分割承継されているため、金融機関は守秘義務との関係から、残高証明書は発行依頼者の法定相続分を記載すべきでないかと思われるかもしれませんが、相続放棄により各自の相続分が変わることもあり、金融機関は相続貯金全額を記載しても守秘義務違反には問われないと考えられ、全額を記載しています。

金融機関は相続貯金残高証明書発行依頼者が相続人であるかについての確認が重要であり、被相続人の戸籍謄本や除籍謄本と依頼者の印鑑証明書の提出を受け、依頼者が被相続人の戸籍謄本等に在籍または除籍された記載がなされているか、除籍された時の姓と印鑑証明書記載の姓とが相違していないか、相違している場合は相続人の戸籍謄本または抄本で相続人であることを確認する必要があります。

●残高証明書の記載内容

残高証明書は相続発生時のものを記載しますが、その後、入出金が行われ残高に変動を生じている場合および決済確定前の他店券残高が含まれている場合は、その内容を備考または別紙に記載します。

また、残高証明書は遺産分割協議や相続放棄等の検討のためだけでなく、相続税申告のためにも使用され、その場合は相続税財産評価基本通達にもとづき相続時の貯金元金の残高だけでなく経過利子についても記載します。

定期貯金については相続時に解約した場合の利息を記載することになっており、貯金元金に中途解約利息（源泉徴収税額控除後）を加えた金額を記載することになります。

また、定期貯金以外の貯金については、課税時現在の既経過利子の額が少額なものに限り、同時期現在の預入高によって評価することになっているため元金のみを記載します。

なお、貯金ではありませんが、定期積金についての残高証明書を発行

2. 共同相続人の1人からの被相続人の貯金残高・取引経過照会

する場合は、掛込金残高のみを記載することになります。

●相続貯金取引経過開示請求権を認める最高裁判決

共同相続人の1人から、被相続人の相続貯金残高証明書の発行依頼と同時に取引経過開示請求がなされる場合と、残高証明書発行の後に取引経過開示請求がなされる場合とがあります。

どちらも、相続貯金について被相続人の生前の貯金取引状況を確認するため行われるものですが、単に貯金取引状況を確認する場合と、貯金を管理していた相続人が被相続人のためではなく、自己のために貯金の払戻しを受けていなかったかを確認する場合とがあります。

前者の場合は問題が起きませんが、後者の場合はまさに相続紛争へと発展していく可能性があります。

前述のとおり、相続貯金は相続発生と同時に法定相続分で分割承継されますが、各相続人は分割承継された貯金債権者として相続貯金について開示請求できるかについては、今まで何度も下級裁判所で争われてきました。

そして、最高裁は平成17年5月20日に「共同相続人の一人からの取引経過開示請求は認められない」とする東京高裁平成14年12月4日判決の上告に対して不受理決定したため、最高裁は「共同相続人の一人からの取引経過開示請求は認められない」とする東京高裁判決を是認したものと位置付けられ、その後数年間は金融機関の多くは共同相続人の1人からの取引経過開示請求に応じてきませんでした。

ところが、最高裁は平成21年1月22日に「共同相続人の一人は単独で相続預金の取引経過開示請求ができる」旨の判断を示しました。そのため、金融機関の多くは対応方法を変更することとなりました。

●平成21年1月22日の最高裁判決の内容

最高裁の事案は、被相続人である預金者が死亡し、共同相続人の1人が、被相続人が普通預金および定期預金取引をしていた信用金庫に対し、被相続人名義の預金口座における取引経過（入出金明細表）の開示

を求めたケースで、遺言がなく遺産分割協議前の状態のものであり、次の事項が争点となりました。

- ① 金融機関は預金者に対し預金口座の取引経過開示義務を負うか。
- ② 共同相続人の1人は、被相続人名義の預金口座の取引経過開示請求権を単独で行使することができるか。

そして、最高裁は次の理由により、共同相続人の1人からの相続預金取引経過開示請求を認めました。

- ① 預金契約には、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも含まれる。
- ② 金融機関は、預金契約にもとづき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負う。
- ③ 預金者の共同相続人の1人は、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位にもとづき、被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる。
- ④ 共同相続人の1人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することは、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反する余地はない。
- ⑤ 開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合がある。

●個々の払戻請求書等は開示対象となるか

誰が払戻手続を行ったのかを確認するために、払戻請求書などの伝票類を開示せよとの請求がなされた場合、このような請求内容が開示請求の範囲に含まれるかについて、最高裁判決は「開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられる」と判示しています。

そのため、取引経過が記載されている明細表だけでよいとする説と、

2. 共同相続人の1人からの被相続人の貯金残高・取引経過照会

払戻請求書、印鑑票、振込依頼書等の帳票類を含むとする説に分かれています。

実務の対応として、個々の払戻請求書等のコピーの開示については、民事訴訟法による調査嘱託や文書送付嘱託および弁護士法による照会等を除き、原則として金融機関に開示義務はないものとして応じる必要はないと考えます。

●取引経過開示対象期間

開示請求の対象期間については、最高裁判決のとおり無制限に認められるのではなく、預金取引行為からの消滅時効期間および金融機関の定める払戻請求書等の保存期間を考慮し、合理的な範囲内に限定します。

J Aの場合は、貯金取引が貯金者にとって商取引行為に当たる場合は消滅時効期間が5年となり、そうでない場合は10年に分かれますが、取引経過開示請求対象期間は原則として10年間とし、開示理由から特に必要と判断される場合は10年を超える期間についても開示請求に応じるものとします。

●守秘義務違反・プライバシーの侵害について

最高裁判決は、「共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することは、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反する余地はない」としており、遺言がなく遺産分割協議前（準共有状態）であれば、開示の相手方が共同相続人である限り、J Aは相続預金の開示請求に応じても守秘義務違反やプライバシー侵害に該当するとして、責任を問われることはありません。

J A 相談事例集 相続・高齢者取引編

2011年10月15日 第1刷発行

監修者 桜井達也
編者 経法ビジネス出版(株)
発行者 下平晋一郎
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897

営業所/東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

イラスト/若葉 制作/経法ビジネス出版(株) 中島基隆 印刷/日本ハイコム(株)

©Keihou-business Syuppan 2011
Printed in Japan

ISBN978-4-7668-4202-9

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め
当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験に関する情報等を皆様にお届け
いたします。下記ホームページのトップ画面からご登録ください。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。